

## 宿泊約款

### [適用範囲]

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款及びこの約款と一体となる利用規則の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### [宿泊契約の申込み]

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊者の連絡先
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

### [宿泊契約の成立等]

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当ホテルが指定する日までに、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金の支払いを求めることができます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、宿泊客の出発の際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

### [宿泊契約締結の拒否]

第4条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の申込みには応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要挙行が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。また宿泊者の服装又は携帯品が著しく不潔で、他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められるとき。（北海道旅館業法施行条例第10条）

#### [宿泊客の契約解除権]

第5条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項に規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### [当ホテルの契約解除権]

第6条 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊申込者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要挙行が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。



- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。また宿泊者の服装又は携帯品が著しく不潔で、他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められるとき。(北海道旅館業法施行条例第10条)
  - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

#### [宿泊の登録]

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と定める事項

#### [客室の使用時間]

第8条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過2時間までは、室料金の30%
- (2) 超過4時間までは、室料金の50%
- (3) 超過4時間以上は、室料金の全額

#### [利用規則の遵守]

第9条 宿泊客は、当ホテルにおいては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

#### [営業時間]

第10条 当ホテルの施設等の営業時間は、備付けパンフレット、各所の掲示、各室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

#### [料金の支払い]

第11条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。



2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた施設利用券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

#### [当ホテルの責任]

第12条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行、不履行又は不法行為により宿泊客に損害を与えたときは、この約款に別段の定めがある場合及び当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、10万円を限度としてその損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

#### [契約した客室の提供ができないときの取り扱い]

- 第13条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、別表違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料をもって損害賠償とさせていただきます。ただし、客室が提供できることについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### [寄託物等の取り扱い]

- 第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、お預けになった物品が現金又は貴重品である場合、宿泊客がその種類及び価額の明告を行わなかったときは、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、5万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかつたものについては、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、5万円を限度としてその損害を賠償します。
  3. 宿泊客が貸金庫を利用する場合については、当ホテルが別に定める貸金庫規定によるものとします。

#### [宿泊申込者の手荷物又は携帯品の保管]

- 第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限り責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、原則とし



て発見日を含め7日間保管し、その後最寄の警察署に遺失物として届けます。また、飲食物及び雑誌については、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、当ホテルにて任意に処分させていただきます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、1万円を限度としてその損害を賠償します。

[駐車場における免責条項]

第16条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第17条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。



## HOTEL-NIDOM

### ・別表第1 宿泊料金の内訳（第11条第1項関係）

宿泊者が支払うべき 総額	内訳	
	宿泊料	室料及びサービス料
	追加料金	飲食料金その他の利用料金
	税金	消費税、入湯税

備考 1. 宿泊料は、パンフレット及びホームページに掲示する料金表によります。

2. 寝具を提供しない子供については、料金をいただきません。

### ・別表第2 違約金（第5条第2項関係）

期間 キャンセル日	7・8月	左記以外の期間	グループのご予約 (10名様以上)
59～30日前	50%	—	50%
29～15日前	70%	50%	70%
14～2日前	80%	80%	100%
全日・当日	100%	100%	100%

(注) 連泊予約において、全てもしくは一部の連泊日を取り消した場合、その取消したすべての宿泊日に対して、上記の取消料率の表で示した取消料を收受します。

## 利用規約

当ホテルでは、ホテルの品位を保ち、またお客様に安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第9条に基づき、下記のとおり利用規則を定めております。この規則をお守りいただけない時は宿泊約款第6条第1項により、宿泊又はホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。また、この規則を守られないことによって生じた事故については、当ホテルは責任を負いかねますので特にご留意くださるようお願い申し上げます。

1. お部屋に入りましたら、非常口をご確認になり、宿泊約款、および館内外のご案内を必ずお読みください。
2. ご滞在中の現金、貴重品の保管にはフロントにて備え付けの貸し金庫をご利用いただくようお願いいたします。上記手続きをおとりにならずに現金、貴重品の滅失、紛失、毀損、盜難等によって生じた損害については、当ホテルでは責任を負いかねますのでご了承ください。なお、美術品、骨董品などの品物、個人情報に関わる物品（顧客名簿等）はお預かりできません。
3. 当ホテル敷地内および館内に下記のようなものをお持ち込みにならないでください。万一お持ち込みの場合は、ご宿泊をお断りすることがございます。
  - (1) 飲食物
  - (2) 動物・鳥類などのペット類
  - (3) 火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの
  - (4) 適法に所持を許可されていない鉄砲・刀剣類
  - (5) 悪臭を発するもの
  - (6) 常識的な量をこえる物品
  - (7) その他当ホテルが不適切と認めたもの
4. 当ホテル敷地内および館内での下記の事柄につきましては、当ホテルは一切責任を負いませんので、十分ご注意ください。
  - (1) 敷地内（駐車場を含む）での事故および盗難
  - (2) お客さま同士の事故
5. 当ホテル敷地内および館内において、故意またはお客さまの不注意により、建物、備品などに損害を与えた場合は、お客さまに責任をおとりいただくこととなりますので、十分ご注意ください。
6. ラジコン飛行機・自動車等のお持ち込みおよび使用はお断りいたします。
7. 当ホテル敷地内および客室内での暖房用、炊事用などの器具とアイロン等の熱を発する器具等のお



持ち込み、ご使用はかたくお断りいたします。

8. 火災事故はほかのお客さまにも多大なご迷惑をおかけしますので、ベッド内、館内歩行中および禁煙区域内での喫煙はかたくお断りいたします。

9. 緊急時に備え、おからだの不自由なお客さまがご宿泊される場合は事前にフロントへご連絡ください。

10. 当ホテル敷地内および館内で、広告物の配布や物品の販売、他のお客さまにご迷惑をおかけするような写真撮影、ビデオ撮影はかたくお断りいたします。

11. テレビの裏側は大変危険ですのでさわらないでください。もし故障の場合はフロントにご連絡ください。

12. お車でお越しのお客さまは、駐車の際には必ず専用駐車場をご利用ください。進入道路、玄関前の駐車およびコテージへの乗り入れはお断りいたします。

13. 部屋備え付けの部屋着、スリッパ等のままで、客室からお出になることは、とくにご遠慮ください。

14. 当ホテル外からの飲食物などのご注文およびお持ち込みはお断りいたします。

15. 当ホテル敷地内道路では、ホテル営業及び業務車、乗用カート、サイクリング車が通行いたします。また、冬期間は路面が凍結している場合がございます。歩行には十分ご注意ください。とくにお子さまの道路への飛び出しにはご注意ください。

16. 危険標示のある場所や立ち入り禁止区域には入らないでください。また、ゴルフコース内はゴルフボールによる思わぬ危険がございますので立ち入らないでください。とくにお子さまには十分お気をつけください。

17. お子さまがサイクリング・散策・プールなどでお遊びになる際には、必ず保護者のご同伴をお願いいたします。

18. ほかのお客さまのご迷惑になる放歌高吟等の喧騒行為、過度の飲酒、賭博又は風紀を乱すような行為はかたくお断りいたします。

19. 当ホテル敷地内には湖がございますので、小さなお子さまの場合にはとくにご注意ください。冬期間は氷がはっておりますが、お乗りにならないでください。



20. サイクリングでホテル敷地外へ出られることは、交通量も多く危険もございますので、当ホテル内のサイクリングコース以外には出ないでください。サイクリングはホテル敷地内でお楽しみください。

21. ゴルフシューズでの館内歩行はお断りいたします。

22. 外出される際にはドアの施錠を必ずご確認ください。また、ルームキーはフロントにお預けください。ルームキーを紛失した場合は、鍵交換工事に要する費用の全額を申し受けます。

23. 森では夏を中心に雷による被害がおこる場合がございますので、雷鳴が聞こえましたら、お早めに近くの建物内に避難してください。

24. 当ホテル敷地内および館内での水着での歩行、および客室に備え付けのタオル類をプールなどにお持ち出しになることはかたくお断りいたします。

25. 温泉施設・スパのご利用については、次の事項をお守りください。

- (1) 刺青・タトゥー、泥酔された方のご利用はお断りします。
- (2) 温泉泉質上滑りやすくなっています。施設内における怪我、転倒事故等につきましては、その責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (3) 施設内での染毛、漂白剤等の使用は、固く禁止いたします。
- (4) 施設内でのカメラやビデオ等の撮影機器および携帯電話・スマートフォンを使用しての撮影等、他のお客様のご迷惑になる行為はお断りいたします。
- (5) 貴重品等の取扱いは、宿泊約款第14条の規定に従うものとします。